特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。その際、情報提供ネットワークシステムでは、照会・提供される特定個人情報その他の個人情報を極力保持せず、情報連携の媒介を行うために必要最小限の個人情報のみを保有することで、特定個人情報の一元管理・把握の防止を図る。また、番号法上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

評価実施機関名

総務省

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
·	別添1) 事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務
	社会保障・税番号制度は、効率的な情報の管理・利用、迅速かつ安全な情報の連携を実現することを目的として導入されるものであり、情報提供ネットワークシステムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を正確かつ安全に連携するために設置されるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共団体などの情報照会者又は情報提供者(以下「情報照会者等」という。)がそれぞれの事務を遂行するために必要な情報を分散して管理することとし、情報照会者等が保有していない個人情報を必要とする場合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特定の情報照会者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しないものとする。情報提供ネットワークシステムにより実現する事務は次のとおりである。
	(1)符号の生成(根拠法令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)第20条)情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、情報提供ネットワークシステムは、情報照会者等からの依頼を受け、各種符号(連携用符号、情報提供用個人識別符号)を生成する。
②事務の内容 ※	(2)情報連携の媒介(根拠法令:番号法第21条) 情報照会者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報照会・提供の媒介を行う。情報の一元管 理を防止するため、本機能において、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供に 係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。 また、番号法で認められた範囲(番号法第21条第2項)を超えて情報連携を行うことを防止するため、 情報保有機関が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護 評価が適切に実施されていることを確認する。また、情報照会者等が情報連携を行う都度、情報照会 の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で認 められた事務等の範囲であることを確認する。番号法で認められる範囲を超えている場合は情報連携 を行わない。
	(3) 情報提供等の記録の管理(根拠法令:番号法第23条) 番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保存する。情報提供等の記録を参照することで、いつどこで誰の特定個人情報が照会・提供されたのかを把握することができる。情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個人情報の項目などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。情報提供等記録開示システム(※)を介した本人からの情報提供等の記録の開示請求がなされた場合に情報提供等の記録を開示する。また、番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供することと規定されており、この規定に基づき、特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。
	(※)平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定。当該システムにより、自らの特定個人情報がどのように利用されたのか確認すること等が可能になる。
	(留意事項) 情報提供ネットワークシステムの稼動開始は、情報提供用個人識別符号の発行が平成28年4月から の予定であり、情報連携の媒介及び情報提供等の記録の管理は平成29年1月からを予定している。 本評価書の作成に当たり、現在検討中である情報提供ネットワークシステムの運用業務に係る項目に ついては、現時点では想定で記載し、内容が確定次第、特定個人情報保護評価の再実施を行う予定で ある。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 情報提供ネットワークシステム 情報提供ネットワークシステムは、コアシステムとインターフェイスシステムにて構成されている。 コアシステムは、情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、(1)符号の生成、(2)情報連携 の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の3つの機能を有する。 (1)符号の生成 ・連携用符号及び情報提供用個人識別符号は、情報連携の媒介開始前にあらかじめ生成しておく必要 があり、次の手順により生成する。 ・情報照会者等から情報提供用個人識別符号生成の依頼を受ける。 ・情報照会者等から、住民基本台帳ネットワークシステムを介して、情報提供用個人識別符号生成の対象者の住民票コードを受領する。 ・住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基 となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。 住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。 ・連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより、情報照会者等ごとに異なる情報提供用個人識別 符号を生成し、依頼元の情報照会者等へ送信する。情報提供用個人識別符号は情報提供ネットワーク システムに保存しない。情報提供用個人識別符号の生成は、一連のシステム処理で自動的に行われて おり、連携用符号発行管理ファイルにより確認を行うことで、誤った情報照会者等へ提供されない仕組 みとしている。 ・また、情報連携が行われる際にはその情報連携の記録を情報提供等記録ファイルに保存することとし ているが、その際も、個人を特定するために、連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより情報 照会者等ごとに異なる情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。 (2)情報連携の媒介 ・情報照会者から、情報提供用個人識別符号による情報照会要求を受信する。 ・情報照会が、番号法にて認められる範囲(番号法第21条第2項)かどうか確認を行い、情報提供用個 人識別符号により情報提供者へ送信する。 ・情報提供者は、情報照会者に対し、特定個人情報の提供を行う。情報提供は、コアシステムを介さ ず、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムにおいて特定個人情報が蓄 積されることを防止する。情報提供の媒介は、一連のシステム処理にて自動的に行われることにより、 ②システムの機能 誤った情報が提供されない仕組みとしている。 (3)情報提供等の記録の管理 ・番号法第23条に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を自動的 に作成し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、情報提供等の記録に関する開示請求等にお いて個人を識別するものとして、個人番号(マイナンバー)を用いずに、情報提供等記録用符号を用い る。情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内で自動 的に連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する ・情報提供等記録開示システムを介して本人から開示請求を受信した際に、該当する情報提供等の記 録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。 ・番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号 法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供することと規定されており、この規定に基づき、 特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記 録を提供する。 情報提供等の記録を基に、各種統計処理を実施する。 インターフェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として情報照会者等となる国や地方 公共団体等及び情報提供等記録開示システム設置機関に配置され、情報照会者等における中間サー バー等との接続の役割を担うシステムである。 情報連携を行う場合において、情報照会者はコアシステムを通じて照会を行うこととなるが、情報提供 者が情報照会者に特定個人情報を提供する際は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを 介して行われる。これにより、コアシステムに特定個人情報が蓄積されないようにし、情報の一元管理 ができない仕組みとしている。また、情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等の 記録の開示請求がなされた場合には、コアシステムに保存されている記録を、インターフェイスシステム を介して情報提供等記録開示システムに送信することとなる。インターフェイスシステムは、情報を送 信・受信するのみであり、特定個人情報は蓄積されない仕組みとしている。] 情報提供ネットワークシステム] 庁内連携システム [〇] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続] 宛名システム等 Γ] 税務システム 情報提供等記録開示システム、各情報照会者等のシステム、特定個人情 [〇] その他 報保護委員会の監視・監督システム システム2~5 システム6~10 システム11~15 システム16~20

3. 特定個人情報ファイル名

1. 連携用符号発行管理ファイル、2. 情報提供等記録ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

情報提供ネットワークシステムの符号の生成機能及び情報提供等の記録の管理機能については、次の必要性から、特定個人情報ファイルとして連携用符号発行管理ファイル及び情報提供等記録ファイルを保有する。

(1)連携用符号発行管理ファイル

①事務実施上の必要性

情報提供ネットワークシステムにおいては、①連携用符号の重複生成防止、②情報提供用個人識別符号の発行の有無の判定、③障害時等の調査を行うことを目的として、符号の生成・変換に必要な連携用符号管理情報を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。

(2)情報提供等記録ファイル

番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項についての情報提供等の記録を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。

1. 国民の行政手続負担の軽減

社会保障・税に係る行政手続における添付書類の削減が期待できる。

2. 公正・公平な行政の実現

所得のより正確な捕捉により、きめ細やかな新しい社会保障制度の設計に資すると期待できる。

②実現が期待されるメリット

3. 行政の効率化 情報を電子的に迅速に授受することにより、行政事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や財

情報を電子的に迅速に投受することにより、11以事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や 源を国民サービスにより振り向けることが期待できる。

4. 国民からの開示請求への対応

国民は、いつ誰が情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか確認できる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

•番号法第19条第7号、第21条第2項、第23条第3項、第24条

·番号法施行令第20条第6項·第7項、第27条第1項·第2項·第4項·第5項·第6項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

 (1)実施の有無
 実施しない]
 (3) 未定

②法令上の根拠

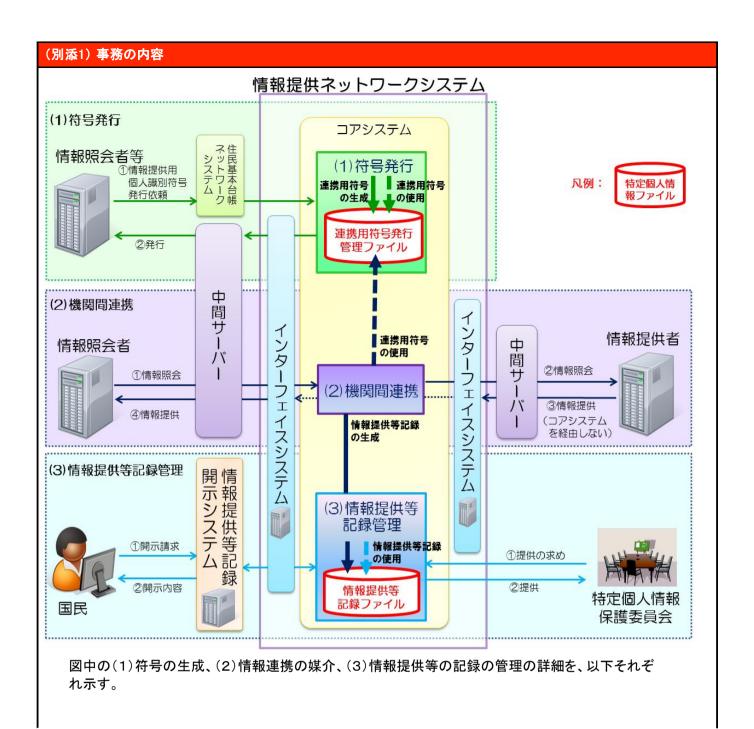
7. 評価実施機関における担当部署

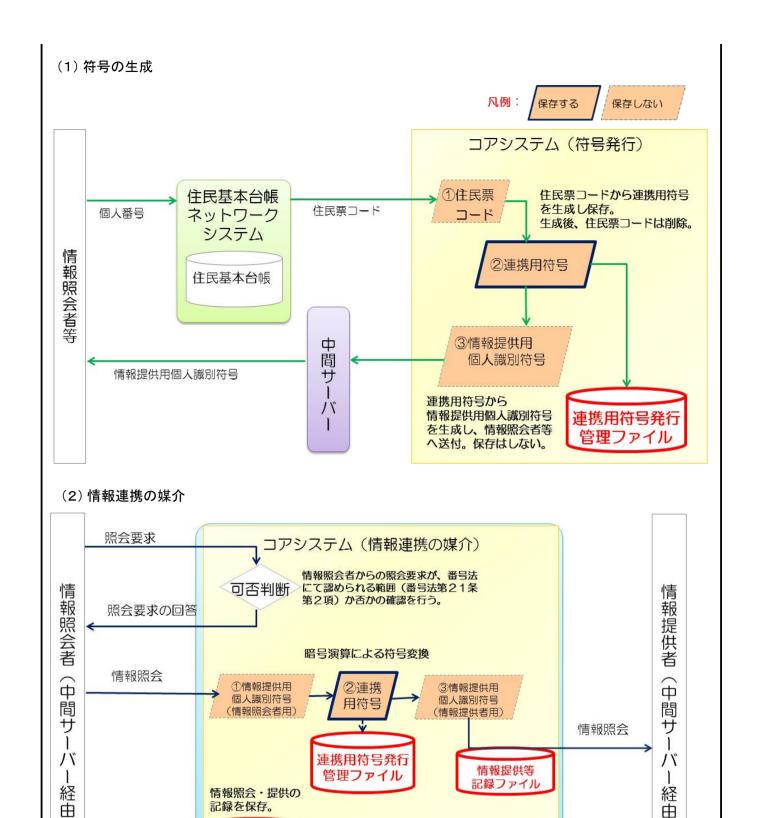
 ①部署
 総務省大臣官房企画課個人番号企画室

 ②所属長
 個人番号企画室長 望月明雄

8. 他の評価実施機関

システム開発の主体として内閣官房社会保障改革担当室





情報提供

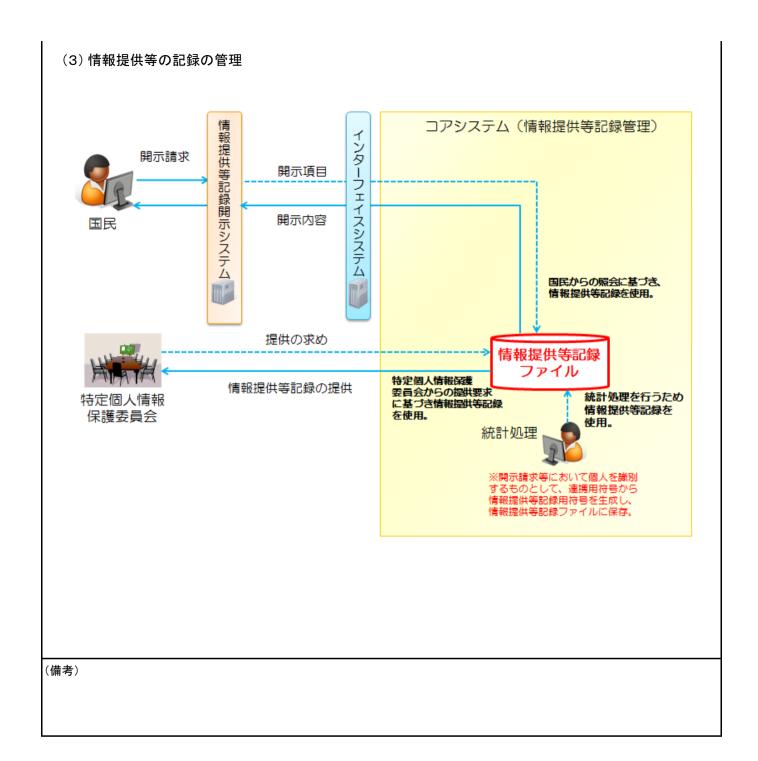
情報提供等

記録ファイル

<u>インターフェイスシステム</u>

情報提供

照会内容



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 連携用符号発行管理ファイル

1. 建捞用付ち先行官柱ノバイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢>		
③対象となる本人の範囲	※ 情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者		
その必要性	番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者の全ての連携用符号や連携用符号から変換される情報提供用個人識別符号を生成する必要があるため。		
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上		
主な記録項目	・識別情報 [] 個人番号 [O] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報		
その妥当性	・個人番号対応符号(連携用符号) 個人番号(マイナンバー)を使用せずに、連携用符号及び情報提供用個人識別符号により、本人を特定して情報提供ネットワークシステムを運用していくために、システム管理上必要な項目として保有する。 ・その他 符号発行の対象者に対し一意となる連携用符号を生成する際に必要となる情報であるため保有する。		
全ての記録項目	別添2を参照		
⑤保有開始日	平成28年4月1日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)		
⑥事務担当部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室		

3. 特定個人	3. 特定個人情報の入手・使用		
		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元 ※	•	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[O]その他 (連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、®使用方法の欄に記載)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメ	モリ
@1 T ± '4		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム	
		[O]その他 (連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当し ないため、⑧使用方法の欄に記載)
③入手の時期・頻度		連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法 記載	の欄に
④入手に係る妥当性		_	
⑤本人への明示		特定個人情報の使用に関する法令の規定として、番号法第2条第14項、第19条第7号、第21章項において、情報提供ネットワークシステムにより情報連携を行う旨が規定されている。	条第2
⑥使用目的 ※		・連携用符号の重複作成を防止。・情報提供用個人識別符号の生成確認および生成。・障害時や異常発生時等への防備。	
変	更の妥当性		
	使用部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室	
⑦使用の主体	使用者数	 <選択肢> 10人未満 10人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未減 5000人以上1,000人未満 601,000人以上 	 茜

⑧使用方法 ※		・情報照会者等から符号生成の依頼を受け、情報照会者等から住民基本台帳ネットワークシステムを介して符号生成の対象者の住民票コードを受領する。住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。 ・新たに生成する連携用符号が、生成済みの連携用符号と重複することを防止するための機能として使用(住民票コード変更の際の重複の確認を含む)。 ・情報連携の媒介において、連携用符号から情報提供用個人識別符号を生成する際に生成済の判定および暗号演算に必要な情報を取得するために使用。 ・障害時や異常発生時等に暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合に使用。
	情報の突合 ※	① 住民基本台帳ネットワークシステムから受領した住民票コードから生成した連携用符号が、既に生成している連携用符号と同一でないか突合する。 ② 情報照会を受けた際、照会対象者の連携用符号を基に、情報提供者へ情報提供用個人識別符号が発行済みかを確認するため、連携用符号発行管理ファイル(発行履歴)と突合する。
	情報の統計分析 ※	行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	ない。
9使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		(委託する 3 (((1 ((1) 体 (((((((((((((((((() (((() () (())) ())<	
委託	事項1	情報提供ネットワークシステムの運用業務	
①委請	托内容	連携用符号発行管理ファイルに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧業務)	
	吸いを委託する特定個 プアイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1,000万人以上] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者	
	その妥当性	システム障害等の対応については、全体の取扱いを委託することが必要であるため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムが設置されるデータセンター内にて取扱いを行う。)	
⑤委託先名の確認方法		調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。	
⑥委 語	托先名	平成27年度以降に調達予定。	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他の総務省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	
	9再委託事項	上記委託事項と同じ。	
委託	委託事項2~5		
委託	事項6~10		
委託	事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件	[]移転を行ってい	る ()	件
(在供· 核粒の有無	[〇] 行っていない				
提供先1					
①法令上の根拠					
②提供先における用途					
③提供する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	3) 10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満 人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲					
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 専用線		
⑥提供方法	[]電子メール	[]電子記録媒体(フラ	ラッシュメモリを除く。)	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[] フラッシュメモリ]]紙		
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度					
提供先2~5	提供先2~5				
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					

移転先1			
①法令上の根拠	<u>l</u>		
②移転先におけ	る用途		
③移転する情報	ł		
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな		
		[]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⊕19∓∆7 17∆		[] フラッシュメモリ [] 紙	
		[]その他 ()	
⑦時期・頻度			
移転先2~5			
移転先6~10	移転先6~10		
移転先11~15	移転先11~15		
	移転先16~20		
6. 特定個人情	6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物の中にあって入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 また、サーバーを設置した部屋には、監視カメラを設置し、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入 退室管理を実施している。	
②保管期間	期間	<選択肢>	
	その妥当性	連携用符号の重複を防ぐため、また、各情報照会者等から情報提供用個人識別符号を用いた照会要求に対応するために発行済みの符号に関する情報を恒久的に保管する必要があるため、消去しない。	
③消去方法		消去しない。	
7. 備考	7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

コアシステム

連携用符号発行管理ファイル

連携用符号

住民票コードを基に生成する個人ごとに異なる符号 住民票コードへの不可逆性をシステムで担保

連携用符号管理情報

連携用符号生成時に、既に生成済みの連携用符号との重複を防止し、連携用符号を一意とするための暗号情報

連携用符号のバージョン

連携用符号のバージョン情報。暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合を考慮し保存

機関別パラメータ

情報提供用個人識別符号を変換する際に付与する情報照会者等ごとの パラメータ

情報提供用個人識別符号生成方式等 のパージョン

情報提供用個人識別符号の生成方式等のバージョン。暗号鍵等が危殆 化し、 連携用符号を再生成する必要が生じた場合を考慮し保存

機関コード

情報提供用個人識別符号を発行した情報照会者等のコード

発行日時

情報提供用個人識別符号の発行日時

*要件定義段階の記録項目および項目名

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 情報提供等記録ファイル

2. 旧状版の寸 記述シンテール			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数			
③対象となる本人の範	田 ※ 情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者		
その必要性	情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供があった時は、当該照会・提供に係る事項を情報提供ネットワークシステムに記録・保存しなければならないものとされている(番号法第23条)。これにより、情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供のやり取りを対象者ごとに、情報提供等記録ファイルに記録・保存する必要がある。		
④記録される項目	<選択肢>10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)10項目以上		
主な記録項目	・識別情報 [] 個人番号 [〇] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報		
その妥当性	・個人番号対応符号(情報提供等記録用符号) 情報提供等記録ファイルは、本人等からの開示請求による閲覧、特定個人情報保護委員会への提供 資料等に使用されるが、その場合の対象者を一意に特定する識別情報として情報提供等記録用符号 を生成し、記録している。 ・その他 番号法第23条に規定されている項目およびシステム管理のために必要な項目を選定して記録してい る。		
全ての記録項	別添2を参照		
⑤保有開始日	平成29年1月4日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)		
⑥事務担当部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室		

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
01-T- W		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元 ※		[]地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[O]その他 (情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手) には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載
		[]紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
@3.T.+\t		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム
		[O]その他 (情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手) には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載
③入手の時期・	手の時期・頻度 情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、® 用方法の欄に記載	
④入手に係る妥当性		_
サスプに味る女コロ		
⑤本人への明示		特定個人情報の使用に関する法令の規定として、番号法第23条第3項において、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは情報提供ネットワークシステムに記録を保存する旨が規定されてい
少本人への明示		る。
		・国民からの開示請求に対して、対象となる情報提供等の記録を開示し、いつ誰がどのような情報を情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか開示することを可能
⑥使用目的 ※	:	にする。 ・情報提供等の記録を情報提供ネットワークシステムに記録・保存することにより、不正な情報連携の
		有無を確認することを可能とする。 ・情報提供ネットワークシステムを円滑かつ安定的に運用していくため、情報連携の処理件数等を集計
		し、統計資料として使用する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室
	使用者数	<選択肢>

⑧使用方法 ※		・番号法第23条に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を自動的に作成し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、特定の個人を識別するものとして個人番号(マイナンバー)は利用せずに、連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。 ・情報提供等記録開示システムを介して本人から開示請求を受信した際に、該当する情報提供等の記録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。 ・番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第11項の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。 ・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。
	情報の突合 ※	突合は行わない。
	情報の統計分析 ※	・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。
		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第18条の規定により、情報提供等の記録の開示又は不開示の決定を行う。
⑨使用開始日		平成29年1月4日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		(委託する 3 (((1 () (((() (()) ()			
委託事項1		情報提供ネットワークシステムの運用業務			
①委託内容		情報提供等の記録に関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1,000万人以上] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供の対象となる者			
	その妥当性	システム障害等の対応については、全体の取扱いを委託するすることが必要であるため。			
③委割	託先における取扱者数	<選択肢>			
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムが設置されるデータセンター内にて取扱いを行う。)			
⑤委	託先名の確認方法	調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。			
⑥委	托先名	平成27年度以降に調達を実施予定			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は 名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定 金額等及びその他の総務省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る 履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託 先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。			
⑨再委託事項		上記委託事項と同じ。			
委託	事項2~5				
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない				
提供先1	開示請求を行った者(情報提供等記録開示システムを介して又は書面にて開示請求を受け付ける。)				
①法令上の根拠	番号法第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条				
②提供先における用途	情報提供等の記録を閲覧し、自身の特定個人情報の取扱いが適切であることを確認する。				
③提供する情報	・情報照会者の名称 ・情報提供者の名称 ・提供の求めの日時 ・提供の日時 ・特定個人情報の項目 ・提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当する場合はその旨 ・番号法第23条第1項第4号の総務省令で定める事項				
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1,000万人以上] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	情報提供等の記録に係る本人、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人のうち、開示請求を行う者				
⑥提供方法	 []情報提供ネットワークシステム []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙 [○] その他 (情報提供ネットワークシステムと接続された情報提供等記録開示システム) 				
⑦時期·頻度	開示請求を受け付けた都度				

提供先2~5	提供先2~5					
提供先2	特定個人情報保護委員会					
①法令上の根拠	番号法第19条第11号					
②提供先における用途	番号法第52条に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。					
③提供する情報	情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1,000万人以上] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	全ての対象者					
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 専用線					
。 ⑥提供方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
· 0 徒快万法	[〇] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	提供を求められた都度					
提供先6~10						
提供先11~15	提供先11~15					
提供先16~20	提供先16~20					

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報	ŧ	
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな	
		[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
€19 ₹ 47 1 7 4		[] フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	j	
移転先16~20)	
6. 特定個人情	情報の保管・	消去
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物の中にあって入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 また、サーバを設置した部屋には、監視カメラを設置し、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。
②保管期間	期間	<選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 4)3年 5)4年 6)5年 [6年以上10年未満] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
⊗ kv □ Wilei	その妥当性	過去に行われた情報連携の確認を行う必要性を踏まえ、刑法第235条(窃盗)及び同第246条の2 (電子計算機使用詐欺)の公訴時効が刑事訴訟法第250条で7年となってることを鑑み、番号法第23 条第3項及び施行令第29条にて、7年間保存する旨が規定されている。
③消去方法		保管期間経過後適切に消去する。
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

コアシステム 情報提供等記録ファイル 情報提供等記録用符号 処理通番 処理通番の枝番 事務名 事務手続き 情報照会者の名称 情報提供者の名称 提供の求めの日時 提供の日時 特定個人情報名 特定個人情報の項目 不開示情報に該当する場合はその旨 過誤中止事由

*要件定義段階の記録項目および項目名

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名						
1. 連携用符号発行管理ファイル						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(留意事項) 連携用符号は、情報提供ネットワークシステム内で住民票コードから生成されるため、「特定個人情報の入手」には該当しないが、特定個人情報である連携用符号の生成におけるリスク対策について、「3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に記載することとする。					
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容						
個人番号の真正性確認の措 置の内容						
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[3) 課題が残されている 2) 十分である					
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

3. 特定個人情報の使用						
リスク1: 目的を超えた紐付(リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措 置の内容	情報提供ネットワークシステムでは、地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号(符号含む)と他の個人情報とを紐付けるようなシステムは存在しない。					
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムが存在するのみで、その他のシステムは存在しない。なお、連携用符号はシステム内で暗号化されて管理されており、また、連携用符号から情報提供用個人識別符号への変換はシステム上で自動的に暗号演算により実施されるため、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われることや事務に必要のない情報と併せて取り扱われることはあり得ない。					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のユーザ認証の管理を行っている。 ・情報資産の重要度に応じて、ID・パスワード認証、生体認証、多要素認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行う。また、デュアルロック機能等も活用する。 ・システムへのログイン画面に前回のログイン日時を表示し、不正ログインの有無を確認できるようにする。 ・システムにアクセスできる端末を制限する。 ・OSやデータベースで初期設定されているIDのパスワードは、システム管理者が初期設定時に変更又は無効化する。 ・定期的にパスワード変更のアラートを出すことにより、パスワード変更を実施する。 ・OSや管理ソフトにより運用端末へのアプリケーションのインストールを制限する。					
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限発行・失効の管理を行っている。 ・職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定し、ユーザと権限の対応表を作成する。 ・職員や運用者の異動等に伴い、必要な権限を確認し、迅速に発効・失効を実施する。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行う。					
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限の管理を行っている。 ・IDやアクセス権限の発行・失効処理の権限を持つ者を制限し、発行・失効を行った際はその旨の記録を残す。 ・職員・運用者ごとにIDを発行し、共有IDは使用しない。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限が正しく付与されているか確認を行う。					
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない					
具体的な方法	連携用符号は、人が識別できない形態(規則性を備えていない数字・文字列の羅列)で生成・保存し、 運用端末からアクセスできないよう使用の制御を行っている。連携用符号発行管理ファイル自体が使用 の記録であるとともに、システムログによる記録を行う。					
・無線LAN経由でのアクセスを許可しない。 ・システムにログインするパスワードは、システム上暗号化されて保管される。						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	・年次で当該業務従事者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。 ・システムの監査権限を持った者が、操作ログ等で職員個人別のシステム利用状況の記録を残し、定期的に異常作業等の監視を行う。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	・職員や運用者が使用する端末はUSB等の媒体接続を禁止する。 ・外部への書き出し、手動での複製をシステム的に禁止する。 ・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップを実施できるようにする。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<連携用符号の生成について>

- ・連携用符号は、情報照会者等からの依頼に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを介して受領する住民票コードを基に、システム内にて暗号演算により生成・保存する。住民票コードは、住民基本台帳ネットワークシステムを通じ、情報照会者等から符号生成の対象者に関するもののみを受領する仕組みとしている。対象者の住民票コードの受領は、地方公共団体情報システム機構から暗号化された状態で専用線にて受領しており目的外の生成が行われることはない。
- ・情報提供ネットワークシステムにおいて、住民票コードを受領してから連携用符号を生成するまでの処理及び情報提供用個人識別符号への変換は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。
- ・連携用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られることに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM: Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。
- ・連携用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの連携用符号と重複がないか等の確認を行い正確性を確保する。

4. 犑	定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			[]委託しな	い
委託 委託 委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク						
情報係	保護管理体制の確認	•委託者(の選定を行う際に	ま、プライバシ	式により委託者を選定 ーマークやISMS(ISO/I fえることを確認する。	する。 EC 27001)等の認証取得事業	者であるこ
	国人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない	
	具体的な制限方法	連携用符	牙号は、運用端末	からのアクセ	スは禁止する。		
特定値扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[記録を残してい	る]	<選択肢> 1)記録を残している	る 2) 記録を残してい	ない
	具体的な方法	連携用符	Ŧ号発行管理ファ	イル自体が仮	吏用の記録であるととも	に、システムログによる記録を	行う。
特定值	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	,
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		り、情報提供ネッ		システムの内部管理の	ためにのみ利用され、その他にとはないため、委託先から他者	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	利用され 行わない	たり、情報提供さ	トットワークシ		かためにのみ利用され、その他 ことはないため、特定個人情報 適切な監督を行う。	
特定值	固人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				管理に利用されるため、	われるが、連携用符号の重複 特定個人情報は消去しない。	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	·特定個. ·再委託! ·漏え託契: ·従業者!	持義務 内からの特定個ル 人情報の目的外における条件 事案等が発生した 約終了後の特定に対する監督・教 容の遵守状況に	利用の禁止 こ場合の委託 個人情報の で育	先の責任 医却又は廃棄		
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい	行っている 2) 十分に行ってし ない 4) 再委託していた	
	具体的な方法	とと秘事特別の表示のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	持義務 内からの特定個/ 人情報の目的外 事案等が発生した 契約終了後の特 に対する監督・教 容の遵守状況に	人情報の持出 利用の禁止 に場合の再委 定個人情報の で育 ついて報告を	出しの禁止 託先の責任の明確化 D返却又は廃棄	は、再委託契約に次の事項を	一 盛り込むこ

その他の措置の内容	_		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
_			

5. 特定個	人情報の提供∙移軸	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク1:	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人 の記録	情報の提供・移転	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具作	体的な方法				
特定個人に関するル	情報の提供・移転 ノール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ールの内容及び −ル遵守の確認方				
その他の技	措置の内容				
リスクへの)対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2:	不適切な方法で提供	供・移転が行われるリスク			
リスクに対	けする措置の内容				
リスクへの)対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3:	誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った	相手に提供	移転してしまうリスク	
リスクに対	リスクに対する措置の内容				
リスクへの)対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシ	ィステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[۱ ۱	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク	ク			
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	Г	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	Г] 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク6: 不適切な方法で提付	供されるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	Г	۱ ا	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	ŧしてしま [.]	うリスク		
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

7. 特別	定個人情報の保管・	消去					
リスク1	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC	政府機関統一基準群	[特に力を入れて遵守している] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない					
②安全	管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全	管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全 員への原	管理体制・規程の職 問知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない					
⑤物理	的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
اِ	具体的な対策の内容	・データセンターや運用端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。 ・データセンターや運用端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。					
⑥技術	的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
Ī	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御する。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)、IPS(侵入保護システム)を設置する。 ・端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。					
⑦バック	ウア ップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
⑧事故: 周知	発生時手順の策定・	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		【 発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					
د	その内容						
Ī	再発防止策の内容						
⑩死者	の個人番号	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない					
اِ	具体的な保管方法	システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。					
その他の	の措置の内容						
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容		連携用符号の重複を防ぐため、又は、各情報照会者等から情報提供等個人識別符号を用いた情報照 会要求に対応するために生成済みの連携用符号に関する情報を恒久的に保管している。					
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	73: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク					
消去	手順	[定めていない] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない					
	手順の内容	連携用符号の重複を防ぐため、又は、各情報照会者等から情報提供等個人識別符号を用いた情報照会要求に対応するために生成済みの符号に関する情報の保管が恒久的に必要であり、情報は削除しない。					
その作	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

特定個人情報ファイル名 2. 情報提供等記録ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク (留意事項) 情報提供等記録用符号は、情報提供ネットワークシステム内で連携用符号から生成されるため、「特定 対象者以外の情報の入手を 個人情報の入手」には該当しないが、特定個人情報である情報提供等の記録の生成におけるリスク対 防止するための措置の内容 策について、「3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスク に対する措置」の欄に記載することとする。 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の内容 その他の措置の内容] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢>] 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容 個人番号の真正性確認の措 置の内容 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 その他の措置の内容 <選択肢> [] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢>] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措 置の内容	情報提供ネットワークシステムでは、地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号(符号含む)と他の個人情報とを紐付けるようなシステムは存在しない。						
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムが存在するのみで、その他のシステムは存在しない。なお、情報提供等記録用符号はシステム内で暗号化されて管理されており、また、連携用符号から情報提供等記録用符号への変換はシステム上で自動的に暗号演算により実施されるため、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われることや事務に必要のない情報と併せて取り扱われることはあり得ない。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 権限のない者(元耶	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のユーザ認証の管理を行っている。 ・情報資産の重要度に応じて、ID・パスワード認証、生体認証、多要素認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行う。 ・システムへのログイン画面に前回のログイン日時を表示し、不正ログインの有無を確認できるようにする。 ・システムにアクセスできる端末を制限する。 ・OSやデータベースで初期設定されているIDのパスワードは、システム管理者が初期設定時に変更又は無効化する。 ・定期的にパスワード変更のアラートを出すことにより、パスワード変更を実施する。 ・OSや管理ソフトにより運用端末へのアプリケーションのインストールを制限する。						
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限発行・失効の管理を行っている。 ・職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定し、ユーザと権限の対応表を作成する。 ・職員や運用者の異動等に伴い、必要な権限を確認し、迅速に発効・失効を実施する。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行う。						
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限の管理を行っている。 ・IDやアクセス権限の発行・失効処理の権限を持つ者を制限し、発行・失効を行った際はその旨の記録を残す。 ・職員・運用者ごとにIDを発行し、共有IDは使用しない。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限が正しく付与されているか確認を行う。						
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない						
具体的な方法	・システムへのアクセスログ、システムでの操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・ログは電子署名の付与等を行い、改ざんが検出できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。						
その他の措置の内容	・無線LAN経由でのアクセスを許可しない。 ・システムにログインするパスワードは、システム上暗号化されて保管される。						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	・情報提供等記録用符号は暗号化され保存されている。 ・年次で当該業務従事者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。 ・操作ログ等で職員個人別のシステム利用状況の記録を残し、システムの監査権限を持った者が、定 期的に異常行動等がないか監視を行う。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	・職員や運用者が使用する端末はUSB等の媒体接続を禁止する。 ・外部への書き出し、手動での複製をシステム的に禁止する。 ・開示請求者へ電子記録媒体形式で開示する場合は、媒体接続する端末を必要最小限にする。 ・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップを実施できるようにする。 ・データ抽出等はログを残し、定期的にチェックする。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<情報提供等記録用符号の生成について>

- ・情報提供等記録用符号は、外部から入手されるものではなく、情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる 都度、当該システム内で自動的に生成されるものであり、目的外の生成が行われることはない。
- ・情報提供等記録用符号の生成は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。
- ・情報提供等記録用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られることに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM:Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。
- ・情報提供等記録用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの情報提供等記録用符号と重複がないか等の確認を行い正確性を確保する。
- ・情報提供等記録ファイルの改ざん検知を可能とするための情報を付与し、システム内に保存する。

4. 特	詳定個人情報ファイル (の取扱い	の委託			[]委託しない
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 契約終了後の不正な使用 もに関するリスク)不正な提)保管・消	供に関するリスク 去に関するリスク	するリスク		
情報保護管理体制の確認		·委託者(の選定を行う際は、	プライバシ	式により委託者を選定すん ーマークやISMS(ISO/IEC えることを確認する。	る。 27001)等の認証取得事業者であるこ
	国人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	アクセス・従業員	書に以下の規定を 権限を付与する位 に付与するアクセス 権限の管理状況を	É業員数を必 ス権限を必要		
特定個扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	システム・	へのアクセスログ、	システムで	の操作ログの記録を行い	、操作者個人を特定できるようにする。
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	の目的に				部管理のためにのみ利用され、その他 に出ることはないため、委託先から他
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	の目的に			ワークシステムから外部	部管理のためにのみ利用され、その他 に出ることはないため、特定個人情報
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				条にて、情報提供等記録 皇等自動処理にて適切に	はの保存期間は7年間とされており、保 消去する。
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・特定個/ ・再委託/ ・漏えい事 ・委託契約 ・従業者/	寺義務 内からの特定個人 人情報の目的外利 こおける条件 [本案等が発生したり を変する監督・教育 での遵守状況につ	用の禁止 場合の委託 人情報の返	先の責任 記却又は廃棄 求める規定	
	も	[十分に行っている)]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない
	具体的な方法	とという ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	寺義務 内からの特定個人 人情報の目的外利 事案等が発生したり 契約終了後の特定 に対する監督・教育 容の遵守状況につ	情報の持出 用の禁止 場合の再委 個人情報の いて報告を	しの禁止 託先の責任の明確化)返却又は廃棄	、再委託契約に次の事項を盛り込むこ

その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

ਹ. 1ਜ਼	正個人情報の提供 惨	転(委託や情報提供ネットワーク	ノン人丁	「ムを通しに提供を除く。)	[」提供・移転しない	
リスク	1: 不正な提供・移転か	「行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転 の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的な方法	かの記録を情報提供ネットワー	-クシス - - 所定σ	テムにて全て残す。)書面等にて依頼を受け付け	さ者がどの項目を開示依頼したの る。受付の記録と共に、どの職員が	
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・定期的に開示依頼内容と操作	Fログ等	を突き合わせ確認を行う。		
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容		・開示請求者(国民)からの開示・特定個人情報保護委員会から			認を行う。	
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相	手に提供	供・移転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容	・開示請求者(国民)からの開示する。 ・特定個人情報保護委員会へに			テい、該当本人の開示内容を提示 を抽出する。	
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない7	方法によって入手が行われるリスク	ל		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその!	リスクに対する措置	

7. 犋	f定個人情報の保管・	消去					
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
1NIS	C政府機関統一基準群	[特に力を入れて遵守している] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない					
②安全	全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全	全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない					
⑤物理	里的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な対策の内容	・データセンターや端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。 ・データセンターや端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。					
⑥技 征	析的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御する。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)・IPS(侵入保護システム)を設置する。 ・端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。					
7/19	ックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
8事 周知	枚発生時手順の策定・	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					
	その内容	_					
	再発防止策の内容						
⑩死者	者の個人番号 	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない					
具体的な保管方法		システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。					
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスクに対する措置の内容		情報提供等記録ファイルには、いつ誰と誰の間で特定個人情報の照会・提供があったかを記録する必要があるため、過去の情報であっても更新せずに、事実をそのまま記録する必要があるので、このリスクは該当しない。					
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されす	いつまでも存在するリス	ク			
消去	F順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容		第23条第3項及び施行 消去する。	令第29		れており、保管期間が過ぎたら	
その他	也の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢>1) 特に力を入れている3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるそ	の他のリスク及びその!	ノスクに	対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策※

A Im A							
1. 監査	1. 監査						
①自己	点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
Ī	具体的なチェック方法	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、年度自己点検計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の自己点検を実施している。(注)自己点検の手法としては、各職員が研修システムにアクセスして自己点検票(チェックリスト形式)に回答することにより年1回実施している。この結果、情報セキュリティ対策の取組不足が認められた項目については改善措置を講じている。 (注)現行の対策を記載した。情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始(平成29年1月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである(以下、同じ。)					
②監査	:	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
Ī	具体的な内容	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、年度監査計画を策定し、情報セキュリティ対策に係る自己点検結果の監査など、情報セキュリティ対策の監査を実施している。 監査手法としては、以下の項目について、総務省情報セキュリティポリシーに準拠しているかを、セキュリティ監査業者に委託して年1回実施している。 ・ポリシーの統一基準への準拠性監査 ・実施手順書のポリシーへの準拠性に関する監査 ・自己点検の適正性監査 ・例外措置の申請及び許可状況の監査 ・主要なシステムの運用管理に関する監査 ・ウェブサーバの対策状況の監査					
2. 従	業者に対する教育・啓	冬発					
従業者	に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
Ī	具体的な方法	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の教育を実施している。教育手法としては、各職員が最低年1回は研修システムにアクセスしてコンテンツを閲覧することにより実施している。コンテンツの作成に当たっては、昨年度の自己点検の結果を基に、結果が良くなかった点検事項を重点的に教育できる内容としている。					
3. 70	の他のリスク対策						

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 報	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先		総務省個人情報受付窓口 (注) 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表) (注)現行の類似事務について記載した。情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始(平成29年1月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである(以下、同じ。)					
②請求方法		・郵送による開示請求 ・電子申請による開示請求 ・来省による開示請求					
	特記事項	_					
③手	数料等	<選択肢> 1)有料 2)無料 日の大事を表現である。 日の大事を表現である。 日の大事を表現である。 「手数料額、納付方法:円の収入印紙を貼付、窓口に来所して現金を納付又は電子納付する方) 日の収入印紙を貼付、窓口に来所して現金を納付又は電子納付する方) 日本の収入印紙を貼付、窓口に来所して現金を納付又は電子納付する方)					
④ 個.表	人情報ファイル簿の公	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	連携用符号発行管理ファイル(仮)、情報提供等記録ファイル(仮)					
	公表場所	 事務所への備え付け 総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html)から個人情報ファイル簿の検索が可能 					
⑤法*	令による特別の手続	_					
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等							
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ					
①連絡先		総務省個人情報受付窓口 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表)					
②対』	芯方法	個人情報開示請求等事務マニュアルを作成しており、来所又は電話等による相談等に対して、必要な 情報提供等を行っている。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取	
①方法		
②実施日·期間		
③期間を短縮する特段の理 由		
④主な意見の内容		
⑤評価書への反映		
3. 第三者点検		
①実施日		
②方法		
③結果		
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日		
②特定個人情報保護委員会 による審査		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明